

# 忘れていませんか！ 住民税における 住宅ローン控除の申告！！

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11～18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

【給与所得者で該当する例】

支払区分	受給者番号	氏名	住所
給与・賞与	5,000,000	3,460,000	1,690,000
源泉徴収税額	0	88,500	

①が0円で②の額が③の額より大きい方が対象になります。

☎税務課賦課グループ ☎62-9722 ✉z-tyouminzei@memuro.net

【申告】

▶給与収入のみで確定申告書を提出しない方  
役場税務課に源泉徴収票(原本)と一緒に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。  
なお、申告書に借入金の年末残高を記載する欄がありますので、残高が分からない場合は職場などで確認してください。

▶確定申告書を提出する方  
確定申告書と一緒に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

## 芽室町民生委員・児童委員の紹介

番号	担当地区	氏名	電話番号	番号	担当地区	氏名	電話番号
1	本町・中央町・大町・新工町	野呂 則子	62-2391	25	弥生西町	川原美穂恵	62-1146
2	栄町・幸町・柏木町	根本 靖子	62-6822	26	弥生北町	中村 禮子	62-3009
3	愛生町	村中紀世子	62-4787	27	青葉東	佐藤 幸子	62-4501
4	曙町・北町・東町	宮本 寛子	62-2028	28	青葉西	野崎 隆	62-6278
5	旭町・西園町	澤田 峯子	62-5050	29	東めむろ第1、第2	藤村 良治	62-0450
6	寿町・五条町	草苺 和信	62-7865	30	東めむろ第3	飯沼 玲子	62-1309
7	一心町	阿部 郷子	62-9588	31	日甜・下美生	小丹枝茂樹	62-0431
8	東栄東	船戸佐智子	62-3457	32	中島・西芽室・高岩・上芽室・報徳	梅木 一	62-4528
9	東栄西	中村智恵子	62-4805	33	美生	坂本 芳隆	65-2056
10	泉町東・泉町	宇佐美 昇	62-2978	34	報国・洪山・洪山南・新朝日	村瀬 尊則	65-2119
11	睦町・西工町	鈴木八重子	62-8192	35	上美生町・上美生・新美生	宮西 和晴	66-2164
12	緑町西	佐藤 敏	62-3935	36	西伏美・東伏美・雄馬別	本田 景茂	66-2223
13	緑町東(6～7丁目)	樋口佳代子	62-3065	37	上伏古・共栄・栄	佐藤 得男	65-2660
14	緑町東(8丁目)	今井 美咲	62-0902	38	明友・坂の上・博進	瘡師 清美	65-2524
15	西町・元町	鎌田 妙子	62-4730	39	新生・大成	嶋崎 時雄	65-2737
16	麻生町	手島 節子	62-4854	40	北伏古・中伏古	長山 国蔵	62-2161
17	錦町	前田 保代	62-3342	41	芽室太・毛根	大丘 和治	62-1231
18	錦町西・桜木町	成田恵美子	62-8337	42	新祥栄町・祥栄・関山・上関山	加藤 典夫	62-1237
19	美園・西園町(西2～3条南2～3丁目)	西本 綾子	62-6837	43	平和・北明	佐藤 和博	62-1873
20	花園町西・花園町中央・花園町東	赤間トキ子	62-3309	44	西士狩・美蔓	北村 俊則	62-1663
21	南町	小山 晃恵	62-4850	<b>主任児童委員</b>			
22	南が丘	嶋田 邦夫	62-7182	45	町全域	宮田 捷一	62-6383
23	南が丘東・南が丘西	福田 良雄	62-0716	46	町全域	山口 祥子	62-2256
24	弥生中央町	岡山 孝子	62-3196	47	町全域	齋藤久美子	62-8590

民生委員・児童委員は、皆さんの暮らしを応援するため、国・北海道から委嘱されて活動している一番身近な相談員であり、平成19年12月1日付けで新しい民生委員・児童委員「47人」が委嘱されましたのでご紹介します(任期：平成22年11月30日までの3年間)。  
私たちの地域を暮らしやすいものにするため、地域福祉に関するさまざまな活動を行ったり、暮らしに関する相談を関係機関と連携して解決する活動を行っていますので、それぞれの担当地域の委員にお気軽にご相談ください。  
なお、児童福祉に関する事項は、担当地域は定められていませんが、「3人」の主任児童委員が専門的に担当しています。

☎保健福祉課福祉グループ ☎62-9724 ✉h-cfukushi@memuro.net

## 年金情報！『国民年金保険料は口座振替で納入すると便利でお得です』

国民年金保険料を口座振替で納付すると、納め忘れや納付する手間が省け便利です。  
さらに、口座振替なら現金で毎月納付するよりもお得な「早割制度」や一定期間をまとめて納付することにより割引される「前納制度」があります。  
なお、国民年金保険料が平成20年4月から改定され、平成20年度は月額14,410円となります。

**口座振替の申込方法は！**

- 申し込みは、各金融機関の窓口、または社会保険事務所の窓口で手続きしてください。
- 基礎年金番号の記入が必要となりますので、年金手帳などの基礎年金番号が分かるものと預金通帳と通帳の届出印をご持参ください。
- 申し込みの時期によっては、各制度(早割制度、前納制度など)を利用できない場合がありますので、社会保険事務所に確認してください。

**クレジットカードによる納入が可能となりました**

- 平成20年2月から国民年金保険料のクレジットカードによる納付の受付が始まりました。
- 申し込みは、被保険者自身が社会保険事務所で手続きしてください。
- クレジットカード会社が社会保険庁に継続的に立替納付を行うものです。

☎住民生活課住民係 ☎62-9723 ✉j-nenkin@memuro.net  
☎帯広社会保険事務所 ☎25-8111